

県営住宅の入居者様へ

「収入に関する申告書」の提出について

収入申告は、家賃を決定するための重要な手続きであり、県営住宅入居者には、公営住宅法などの規定により収入申告が義務づけられております。

1 提出期限および提出先

提出期限……**令和4(2022)年6月30日(木) 必着**

提出先……**群馬県住宅供給公社 (原則、郵送にて提出)**

- ※ 期限内に「収入に関する申告書」等を提出しない場合は、**法令で定める最高額の家賃(近傍同種家賃)をお支払いいただく**ことなるほか、県営住宅の明渡しの対象となります。**必ず上記期限内に提出**してください。

2 提出書類

(1) 収入に関する申告書

(2) **令和4年度(令和3年分) 所得・課税証明書**

全員提出 (平成18年4月1日以前に生まれた方が対象です。)

- ※ 市町の**税部局**で取得できます。
- ※ **所得と各控除がわかるもの**が必要です。
- ※ 無収入の方など、上記書類が取得できない場合は、**非課税証明書**で代用できます。

(3) **障害者手帳(身体障害・精神障害)、療育手帳(知的障害)のコピー**

- ※ 名義人、同居者、別居扶養親族に**上記手帳をお持ちの方がいる場合は提出**してください。

お問合せ先：群馬県住宅供給公社 管理部管理課

電話：027-223-5811 (音声ガイダンスにしたがって番号を選んでください。☎→1)

〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目7番12号

受付時間：● **本社** 午前9時00分から午後5時00分まで (月、火、木、金)

午前9時00分から午後7時00分まで (水)

午前10時00分から午後3時00分まで (土)

(日曜日、祝日年末年始は休業)

● **各支所** 午前9時00分から午後5時00分まで (月～金)

(土・日曜日、祝日年末年始は休業)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、受付時間等を変更することがありますので、ご了承ください。

Important

To all tenants of the Prefectural Housing Estate

Subject: Request for submission of Income Declaration Form (*Shunyu-ni Kansuru Shinkokusho*)

As stipulated by the Public Housing Law and other relevant laws, **it is the duty of the subject tenants to inform of their annual income to the Prefectural Housing Authority by way of submitting the designated form.**

1. Due date and place of submission

Due date for submission: **On or before Thursday, June 30, 2022**

Place of submission: **Prefectural Housing Authority** (*by post, in principle*)

*Please note that failing to submit the form by the due date specified above could result in **eviction, being subjected to the highest applicable rent (the rent equivalent to similar housing estate in the vicinity)**, and other penalties. Therefore, as the tenant, you are hereby requested to **fill out the Income Declaration Form and submit it to us on time.**

2. List of documents for submission

(1) **Income Declaration Form** (*Shunyu-ni Kansuru Shinkokusho*)

(2) **FY2022 (CY2021) Income/Taxation Statement** (*Shotoku/Kazei Shomeisho*)

Please submit documents of all family members. (Applicable to those born before April 1, 2006.)

*Available at the **tax section** of your municipal office.

***Your income and deductions should be listed** on the document.

*If you have no income or cannot obtain the above document, **tax exemption certificate** (*Hikazei Shomeisho*) is acceptable.

(3) A copy of Shogaisha Techo (Certificate of Physical or Mental Disability), Ryoiku Techo (Certificate of Intellectual Disability)

*Please submit if the tenant or the tenant's dependents (either living together or separately) **have any of the above certificates.**

Contact: Administration Section
Administration Department
Prefectural Housing Authority
Phone: 027-223-5811 (audio guidance 1 ⇒ 1)
371-0025(Postal Code)

Location: 1-7-12 Koun-cho, Maebashi

Hours: Head office

9:00a.m. – 5:00p.m. (on Monday, Tuesday, Thursday, and Friday)

9:00a.m. – 7:00p.m. (on Wednesday)

10:00a.m. – 3:00p.m. (on Saturday)

(Closed on Sundays, national holidays, and New Year holidays)

Branch offices

9:00a.m. – 5:00p.m. (from Monday to Friday)

(Closed on Saturdays, Sundays, national holidays, and New Year holidays)

*Please note that opening hours, etc. are subject to change depending on the COVID-19 situations.

各位县营住宅入住者

关于提交「有关收入申告书」

收入申报(申告)是作为决定房租的重要手续,县营住宅入住者需依照公营住宅法等规定有义务提交收入申报(申告)。

1 提交期限和提交处

提交期限 . . . 2022年6月30日(星期四) 截止

提交处 . . . 群馬县住宅供给公社 (原则上邮寄提交)

※若期限内无提交「有关收入申告书」之入住者,除将成为县营住宅的让出对象外,还将支付法令规定的最高额房租(附近同类房租),因此请务必在上述期限内提交。

2 提交资料

(1) 有关收入申告书

(2) 2022年度(2021年份)所得·课税証明書

全員提出(2006年4月1日以前出生者为对象)

※市町政府的税部局可取得。

※需要能确认收入所得和各种控除的资料。

※无收入者等,若无法取得上述资料时,可用非课税证明书代替。

(3) 残疾人(障害者)手册(身体残疾·精神残疾)、疗育手册(智障)的复印件

※名义人、同居者、别居抚养亲人若持有上述手册请提交。

咨询处: 群馬县住宅供给公社 管理部管理课
电 话: 027-223-5811 (语音提示 1⇒1)
〒371-0025 前桥市红云町一丁目7番12号

受理时间: ● 总社 上午9点~下午5点(星期一、二、四、五)
上午9点~下午7点(星期三)
上午10点~下午3点(星期六)
(星期日、法定假日·年底年初 休)
● 各支社 上午9点~下午5点(星期一~五)
(星期六·日、法定假日·年底年初 休)

※根据新型冠状病毒感染情况,受理时间等有可能会有变更,请谅解。

Para os moradores do Ken ei Jyutaku (Conjunto Habitacional da Província)

Sobre a Entrega do Formulário de Declaração com Relação à Renda

A declaração com relação à renda é um procedimento importante, pois é através dela que o valor do aluguel será definido. Os inquilinos do Ken ei Jyutaku (conjunto habitacional da província), segundo os regulamentos da Lei de Habitação Pública, tem como obrigação declarar a sua renda.

1 Prazo e local para entrega dos documentos

Prazo de entrega • • • **Até o dia 30 de Junho de 2022 (quinta-feira)**

Local de entrega • • • **Gunma-ken Jyutaku Kyokyu Kousha (a princípio por correio)**
(Escritório de Cooperação de Fornecimento de Moradia de Gunma-ken)

※Os inquilinos que não apresentarem a "Declaração de Renda", poderão ser despejados dos Ken Ei Jyutaku (conjunto habitacional da província), ou segundo a Lei, poderão ser sujeitos a pagar um valor alto de aluguel (esse valor será equivalente a um imóvel semelhante no bairro). Por isso, não deixe de apresentar o documento no tempo determinado.

2 Entregar os seguintes documentos citados abaixo:

(1) Formulário com relação à Declaração de Renda

(2) Certificado de Renda do ano 2022 (Reiwa 4)

Todos devem apresentar os certificados (todas as pessoas que nasceram antes do dia 1º de abril de 2006 (Heisei 18))

※Pode ser obtido junto ao Zei Bu Kyoku (departamento de impostos do município).

※Sera necessário documento sobre sua renda e suas deduções.

※Caso a pessoa que não tem renda, não conseguir os certificados acima, poderá apresentar o documento Hikazei shoumeisho (certificado de isenção de imposto).

(3) Cópia do shogaisha Techo (Shintai shogai / Seishin shogai), Ryoiku Techo (Chiteki Shogai)

[Caderneta para deficiente, (físico / psicológico), Caderneta de cuidados médicos (deficiente Intelectual)]

※Apresente a caderneta acima **somente se você ou o familiar dependente de você** (que mora junto ou separado) **possuir uma das cadernetas citadas acima.**

Informações: Gunma-ken Jyutaku kyoukyu kousha Kanri bu Kanri-ka

Telefone: 027-223-5811

(Clique o número indicado pela atendente eletrônica 1⇒1)

〒371-0025 Maebashi-shi Koun-cho 1-7-12

Horário de atendimento:

●Sede da firma: das 9:00 h às 17:00 h (Segunda a Sexta)

Nas quartas-feira o atendimento se estende até às 19:00h

Sábado: das 10:00 h até as 15:00 h

(Fechado aos domingos, feriados e feriado final de ano.)

●Escritório filial: das 9:00 h às 17:00 h (Segunda a Sexta)

(Fechado aos sábados, domingos, feriados e feriado de final de ano.)

※Pedimos a sua compreensão, pois dependendo da situação com relação à infecção do novo coronavírus, o horário de atendimento poderá ser alterado.

A los inquilinos de KEN EI JYUTAKU (Vivienda Prefectural)

Sobre la presentación de “Declaración relacionados a los ingresos”

La declaración de ingreso es un trámite importante para decidir los costos de los alquileres, pues los inquilinos de KEN EI JYUTAKU (Vivienda Prefectural) tienen **las obligaciones de las declaraciones de ingresos**, conforme a lo establecido en la ley de vivienda de administración pública.

1 Plazo y lugar de presentación

Plazo de presentación • • • **hasta el 30 de junio(jueves) de Reiwa 4 (2022)**

Lugar de presentación • • • **Gunma-ken Jyutaku Kyokyu Kosha (oficina de abastecimiento de vivienda pública) (recepción solamente por correo)**

※ Los inquilinos que no presenten la “declaración relacionado al ingreso”, además de ser objetos de desalojo de la vivienda pública, deberán pagar el costo de alquiler máxima (promedio general de alquileres de la inmobiliaria de la zona) que está establecida en la dicha ley, conforme a lo dicho, presente sin falta hasta el plazo mencionado arriba.

2 Documentos necesarios

- (1) **Formulario de declaración relacionado a los ingresos**
- (2) **SHOTOKU-KAZEISHOMEISHO(certificado de pago de impuesto o de renta) del año Reiwa 4 (correspondiente al año Reiwa 3)**

Presentar de todas las familias (de los que nacieron antes de 1 de abril de Heisei 18(2006))

- ※ Podrá obtener en la sección de impuestos de las municipalidades.
 - ※ Documento que esta aclarado la renta y las respectivas deducciones
 - ※ Aquellos que no tienen rentas y si no puede obtener el documento mencionado arriba, podrá presentar el HIKAZEI SHOMEISHO (Certificado de exención de impuestos)
- (3) **Copia de SHOGAISHA TECHO(Libreta de deficientes)(impedidos físicos y mentales), RYOIKU TECHO(libreta de deficiente intelectual)**
- ※ En caso que haya algún familiar que tiene las libretas mencionada arriba , el titular, conviviente, dependiente sin convivencia, presente la libreta correspondiente.

Mayores informaciones : Gunma-ken Jyutaku Kyokyu Kosha Kanribu-kanrika (oficina de abastecimiento de la vivienda pública, departamento de administración)

Teléfono : 027-223-5811 (Guías en audio 1 ⇒ 1)

〒371-0025 Maebashi-shi Koun-cho 1-7-12

Horario de atención: ● Oficina central

9:00 - 17:00 (lunes, martes, jueves, viernes)

9:00 - 19:00 (miércoles)

10:00 - 15:00 (sábado)

(Descansos domingo, días festivos, fin de año y año nuevo)

● Respectivas oficinas locales

9:00 - 17:00 (lunes a viernes)

(Descansos sábado, domingo, días festivos, fin de año y año nuevo)

※Según la situación de la pandemia de coronavirus, habrá modificación de los horarios de atención, considérennos.

Kính gửi các hộ dân!

VỀ VẤN ĐỀ NỘP KHAI BÁO THU NHẬP

Khai báo thu nhập là thủ tục quan trọng, ảnh hưởng đến giá thuê nhà, vì vậy các hộ dân sinh sống trong các khu chung cư của tỉnh hoặc của chính phủ, theo quy định thì **phải có nghĩa vụ khai báo thu nhập**.

1 KỲ HẠN NỘP VÀ ĐỊA ĐIỂM NỘP KHAI BÁO THU NHẬP:

Kỳ hạn: Đến hết ngày 30 tháng 6 năm 2022 (thứ năm) <không tiếp nhận đối với hồ sơ được chuyển tới nơi từ sau ngày hết hạn nộp>

Địa điểm: VĂN PHÒNG QUẢN LÝ NHÀ CHUNG CƯ TỈNH GUNMA (theo nguyên tắc, nộp qua đường bưu điện)

※ Trong thời hạn trên, những hộ dân không nộp khai báo thu nhập sẽ trở thành những đối tượng buộc phải ra khỏi chung cư dành cho người có thu nhập thấp, và theo pháp lệnh sẽ phải trả tiền nhà bằng với giá thuê nhà ở bên ngoài. Vì vậy, trong thời hạn trên, nhất định phải nộp khai báo liên quan đến thu nhập.

2 CÁC LOẠI HỒ SƠ CẦN NỘP :

(1) Khai báo liên quan đến thu nhập

(2) **Giấy chứng minh thu nhập và thuế của niên độ 2022 (phần thuế của năm 2021)**

TẤT CẢ CÁC THÀNH VIÊN TRONG GIA ĐÌNH ĐỀU CÓ NGHĨA VỤ NỘP (đối tượng là những người sinh từ 1/ 4/ 2006 trở về trước)

※ Có thể xin cấp tại **bộ phận Thuế** của chính quyền địa phương.

※ Giấy tờ cần thiết phải mang theo là **giấy chứng minh thu nhập và các loại giấy tờ khấu trừ**.

※ Trường hợp là người không có thu nhập, v.v.. không thể xin cấp được những loại giấy tờ trên, có thể thay thế bằng **Giấy chứng nhận miễn thuế**.

(3) **Bản photo của Sổ tay người khuyết tật (khuyết tật thân thể/ khiếm khuyết thần kinh), sổ tay điều trị (những người bị khiếm khuyết về nhận thức)**

※ **Trường hợp là người có sổ tay được liệt kê phía trên**, vui lòng nộp tới người đứng tên, người cùng chung sống hoặc người thân phụ thuộc không cùng chung sống.

Mọi thắc mắc có thể liên lạc đến: VĂN PHÒNG QUẢN LÝ CHUNG CƯ TỈNH
GUNMA- PHÒNG QUẢN LÝ

Điện thoại : 0 2 7 -2 2 3 -5 8 1 1 (hướng dẫn qua phát thanh 1 ⇒ 1)

Số bưu điện: 371-0025 Maebashi-shi, Kouncho, Ichichoume 7-ban 12-go

Thời gian tiếp nhận :

• Văn phòng chính: Từ 9 giờ sáng đến 5 giờ chiều (thứ hai, ba, năm, sáu)

Từ 9 giờ sáng đến 7 giờ tối (thứ tư)

Từ 10 giờ sáng đến 3 giờ chiều (thứ bảy)

(chủ nhật, lễ, Tết nghỉ)

• Các chi nhánh: Từ 9 giờ sáng đến 5 giờ chiều (thứ hai đến thứ sáu)

(thứ bảy, chủ nhật, lễ, Tết nghỉ)

※ Tùy thuộc vào tình hình diễn biến của dịch virus Corona mà thời gian tiếp nhận, v.v... có thể thay đổi.

1. 申告書の記入について ※太枠線より右側は何も記入しないように注意してください。

(1) 収入額の記入について

収入に関する申告書の〔年間総収入額〕の欄へ、収入の額（給与収入、年金収入、事業所得等）を記入してください。収入を証する書類の中のどの金額を記入するかは、3ページ「申告に必要な収入証明書類（見本）」を参考にしてください。

(2) 特別控除欄の記入について

障害者控除、特別障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除を受ける場合は、該当部分に○をつけてください。各控除を受けられる方は、次のとおりです。

障害者控除	入居者や扶養親族で、身体障害者手帳（3～6級）、精神障害者保健福祉手帳（2、3級）、または療育手帳（B）を持っている方など
特別障害者控除	入居者や扶養親族で、身体障害者手帳（1、2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、または療育手帳（A）を持っている方など
ひとり親控除	名義人本人または同居親族で、現に婚姻をしていない、または配偶者の生死が明らかでない方のうち、以下の①～③すべてに該当する方 ①生計を一にする子（年間所得金額48万円以下）を有すること ②年間所得金額が500万円以下であること ③事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいないこと ※所得が35万円未満の場合は、その額が控除額となります。
寡婦控除 (ひとり親に該当する方を除く)	(1) 名義人本人または同居親族で、夫と離婚したあと婚姻をしていない女性のうち、以下の①～③すべてに該当する方 ①扶養親族（年間所得金額48万円以下）を有すること ②年間所得金額が500万円以下であること ③事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいないこと (2) 名義人本人または同居親族で、夫と死別したあと婚姻をしていない、または夫の生死が明らかでない女性のうち、以下の①、②に該当する方 ①年間所得金額が500万円以下であること ②事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいないこと ※所得が27万円未満の場合は、その額が控除額となります。

※ひとり親、寡婦控除については、申告していただく収入証明書類で確認しています。収入証明書類で控除の確認ができない場合は、別途「申出書」を提出していただくことで控除を適用できる場合があります。住宅供給公社（管理部管理課）へお問い合わせください。

(3) 記載内容の確認と訂正について

収入に関する申告書には、名義人、同居親族、別居している扶養親族の方の「氏名、生年月日、勤務先」などが記載されていますので、内容をよく確認し、現状と異なっている場合は必ず訂正してください。

① 転職の場合（次ページ「5. その他（2）」参照）

前勤務先などを一本線で消し、転職後の「勤務先または事業所の名称と電話番号」を記入し、〔記事〕欄に〔転職年月日〕を記入してください。

② 令和3年1月から提出日までの間に退職や廃業をした場合（次ページ「5. その他（2）」参照）

前勤務先などを一本線で消し、〔記事〕欄に〔退職者名と退職日〕を記入してください。

（廃業の場合は、退職を廃業に読み替えてください。）

③ 出生の場合（次ページ「4. 各種手続きについて」参照）

〔記事〕欄に該当のお子様の氏名、フリガナ、性別、生年月日、続柄を記入してください。

④ 「名義人以外」の同居者が転出または死亡した場合（次ページ「4. 各種手続きについて」参照）

〔記事〕欄に事実の発生日、該当者名、転出または死亡の別を記入してください。

2. 証明書類の添付について

※3ページを参考にしてください。

(1) 必ず提出する添付書類（提出書類は返却できません。）

- ① 令和4年度（令和3年分）所得・課税証明書（コピー不可）
世帯全員分（平成18年4月1日以前に生まれた方）を提出してください。
源泉徴収票、確定申告書、市（町）民税・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）や住民税等申告したことがわかる税申告書のコピーなどは不可ですのでご注意ください。

(2) 該当する世帯のみ提出する書類

名義人、同居親族、別居の扶養親族に心身の障害をお持ちの方がいる場合は、「障害者手帳、療育手帳のコピー」（氏名と等級が確認できる部分）を必ず添付のうえ、収入に関する申告書の「記事」欄に該当者の氏名と、「〇〇障害〇級」や「知的〇〇判定」と具体的に記入してください。
「手帳のコピー」の添付がない場合や期限切れの場合は、特別控除が適用になりません。

3. マイナンバーの利用について

個人番号（マイナンバー）による申告手続きを希望される方は、《別紙》「マイナンバーを利用した収入申告について」をご覧ください。

4. 各種手続きについて ※4ページまたは5ページを参考に、各自で必ず手続きを行ってください。

(1) 次に該当する場合は、住宅供給公社（管理部管理課）にご連絡のうえ、手続きを行ってください。

- ① 名義人が死亡や離婚などにより不在となった場合
「入居承継」の手続きが必要です。ただし承継には一定の要件があり、審査が必要です。
- ② 新たに同居する方、またはすでに同居している方がいる場合
「同居承認」の手続きが必要です。ただし同居には一定の要件があり、審査が必要です。

(2) 子の出生

「収入額再認定請求書兼異動届」をご記入のうえ、「世帯全員分の記載がある住民票」を添付して提出してください。「収入額再認定請求書兼異動届」は管理人が保管しています。

(3) 同居者（名義人以外）が転出または死亡した場合

前記(2)と同じ異動手続きを行ってください。ただし、転出された方、お亡くなりになられた方の「転出先住民票」または「住民票（除票）」を添付してください。
※異動があった場合は、4ページまたは5ページを参考に必ず届出・申請の手続きを行ってください。
※手続きにより、家賃の見直しができる場合があります。詳しくは、住宅供給公社（管理部管理課）へお問い合わせください。

5. その他

※住宅を退去する予定がある方は、必ずその旨をお申し出ください。

(1) 今年の8月末日までに住宅を退去する場合

「記事」欄に「〇月〇日に退去予定」と記入した申告書のみ提出してください。（収入証明書類は不要）

(2) 転職や雇用形態変更により収入が著しく減少した場合、または退職・廃業により無収入となった場合で、基準に該当するときは、家賃の見直しができます。申請が必要です。詳しくは、住宅供給公社（管理部管理課）へお問い合わせください。

申告に必要な収入証明書類（見本）

※令和4年4月時点での証明書の書式の一例です。

収入を証明する書類として所得・課税証明書のみ受け付けます。

所得課税証明書												
(控除内訳記載あり)												
年度区分		令和4年度(令和3年分)										
住所		市県民税の課税の基礎となった所得金額等										
氏名		昭和29年1月1日生										
所得の種類	給与所得	¥1,852,000	雑損	¥0	配偶者控除	控対配	老控配	市民税	所得割	¥36,400		
	雑所得計	¥0	医療費	¥0	配偶者特別控除額	無	無		均等割	¥3,500		
	営業所得	¥500,000	所得控除	社会保険料	¥374,470	扶養	特定	その他	市民税	計	¥39,900	
				小規模共済掛金	¥0		同老	老人		市民税	所得割	¥24,300
				生命保険料	¥0		寡・ひ・勤	寡婦			特障	普障
				地震保険料	¥0	本人障害	無	無	市民税	計	¥26,500	
				寄附金	¥0	扶養障害	同特	特障		普障	年税額	¥66,400
						0人	0人	0人				
	所得金額合計	¥2,352,000										

上記のとおり相違ない事を証明します。

給与収入	¥2,762,000
公的年金収入	¥145,661
免税超収入	¥0

令和4年6月15日
市長

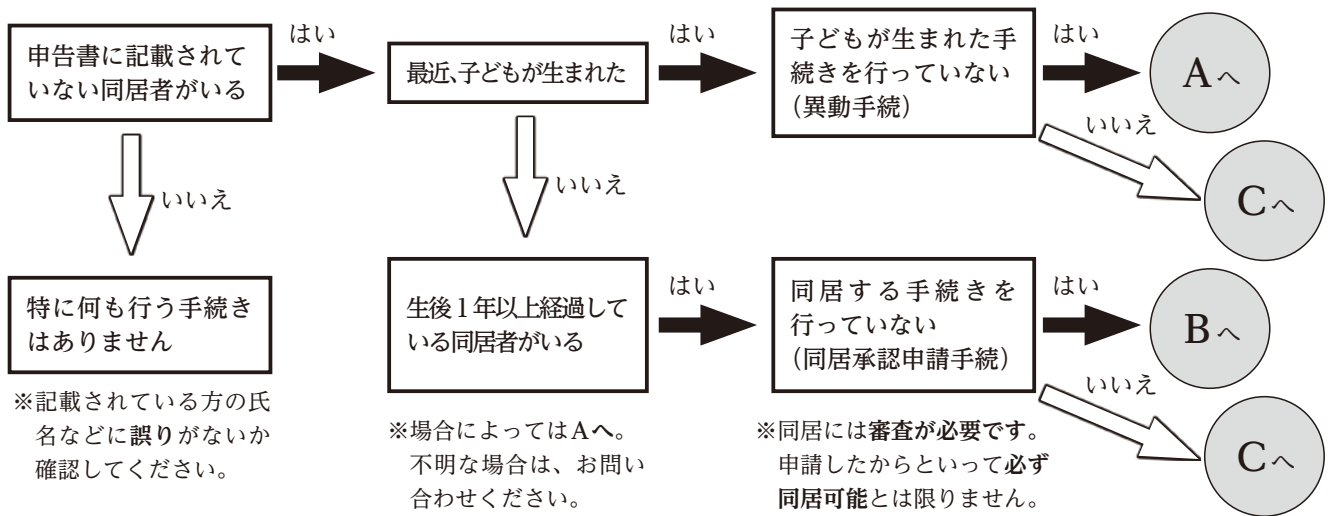
事業所得者
この欄を記入

年金受給者
この欄を記入

給与所得者
この欄を記入

入居者が行う届出・申請手続①（出生・同居）

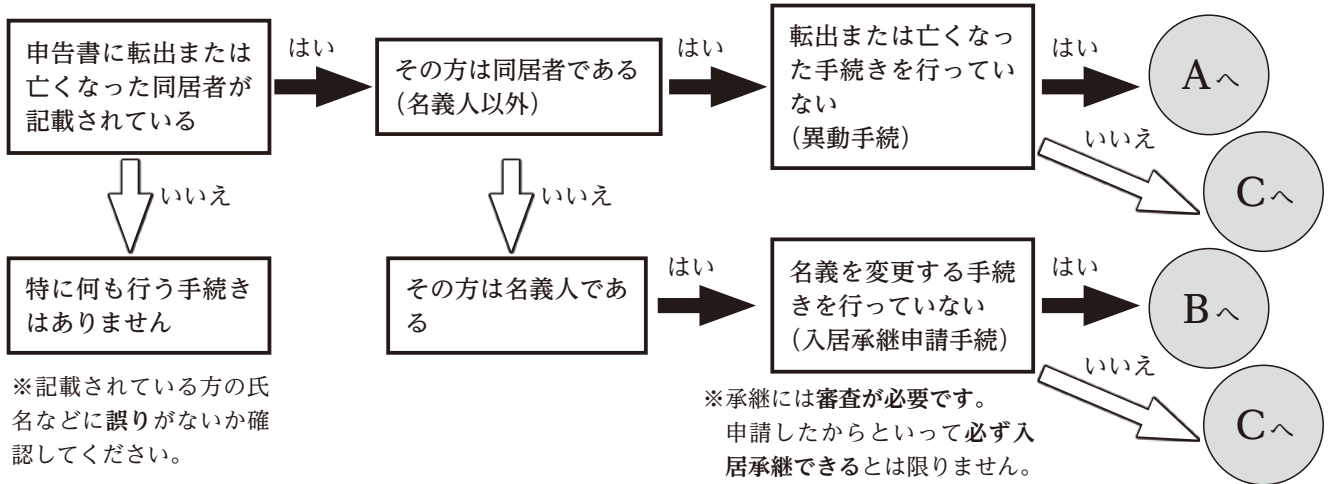
※収入申告書に記載されていない同居者がいる場合には以下を参考に手続きをしてください。



A	<p>お子様の「出生」の場合は、「異動」の届出が必要です。早急に必要書類を住宅供給公社（管理部管理課）に提出してください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>①収入額再認定請求書兼異動届（管理人が保管） ※管理人から受け取れない場合は、ご連絡ください。</p> <p>②世帯全員分の住民票（1通） ※必ず、該当のお子様の記載がある、世帯全員分のもので、続柄などが省略されていないものを添付してください。</p> <p>③その他（必要に応じた書類） ※状況によっては、上記①と②の他に別途、書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。</p>	<p>「県営住宅への同居」は、公営住宅法や群馬県県営住宅管理条例などの規定により、条件が定められています。</p> <p>同居申請には「必要書類提出」や「審査」があり、承認されるまでに相当の日数がかかるうえ、世帯状況や審査結果によっては同居を許可（承認）できない場合もあります。</p> <p>事前に現在の世帯状況や同居を希望される方の状況を確認したいので、住宅供給公社（管理部管理課）へ電話にてお問い合わせください。</p> <p>【主な必要書類】</p> <p>①同居承認申請書（住宅供給公社から郵送します）</p> <p>②戸籍謄本（新たに同居される方全員分） ※住宅名義人との続柄などが確認できるものが必要です。</p> <p>③住民票（住宅名義人分と新たに同居される方全員分） ※続柄などが省略されていないものが必要です。</p> <p>④所得に関する証明書（新たに同居される平成18年4月1日以前に生まれた方全員分） ※所得課税証明書または非課税証明書など。</p> <p>⑤その他（必要に応じた書類） ※状況によっては、上記①～④の他に、別途、書類をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。</p>
C	<p>「住宅供給公社に郵便物が届いていない」場合や、「提出したつもりであったが提出していなかった（勘違い）」、「提出したが不備書類が提出されていないなどの理由で保留状態になっている」などの場合もありますので、住宅供給公社（管理部管理課）までご連絡ください。</p>	
手続きにおける注意事項	<p>出生</p> <p>注1 扶養控除（38万円）を追加でき、入居されている住宅の家賃算定において有利となり、手続きによっては、入居されている住宅の家賃を見直せる可能性もありますので、早急に手続きをしてください。</p> <p>注2 手続きによって、家賃額に変更が生じる場合には、後日、改めて通知します。</p> <p>同居承認</p> <p>注1 同居承認申請における審査は、結果判定までに相当の日数がかかりますので、ご了承ください。</p> <p>注2 原則として、現在、家賃に未納がある方は、新たな同居を許可（承認）できません。</p> <p>注3 名義人と新たな同居を希望される方の関係（続柄）によっては、または現在の世帯収入状況や、新たに同居を希望される方の収入額によっては、新たな同居を許可（承認）できない場合があります。</p> <p>注4 新たに同居を許可（承認）した方に、住宅名義を変更することは一切できません。（婚姻の場合でも）</p> <p>注5 申請の結果については、許可（承認）または不許可（不承認）のいずれかを通知します。</p> <p>注6 原則として、同居を許可（承認）されてから県営住宅への住民登録を行うようにしてください。</p> <p>注7 いかなる場合（事由）であっても、提出された書類は一切、お返しができませんので、ご了承ください。</p>	

入居者が行う届出・申請手続②（転出・死亡）

※収入申告書に同居していない方が記載されている場合には以下を参考に手続きをしてください。



※記載されている方の氏名などに誤りがないか確認してください。

※承継には審査が必要です。申請したからといって必ず入居承継できるとは限りません。

A	<p>「同居者」が「転出」または「死亡」した場合は、「異動」の届出が必要です。早急に必要書類を住宅供給公社（管理部管理課）に提出してください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>①収入額再認定請求書兼異動届（管理人が保管） ※管理人から受け取れない場合は、ご連絡ください。</p> <p>②該当者分の転出先住民票または住民票（除票）（1通） ※必ず該当者の転出や死亡の事実確認がとれるものを添付してください。</p> <p>③その他（必要に応じた書類） ※状況によっては、上記①と②の他に、別途、書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。</p>	<p>「県営住宅の入居承継（名義変更）」は、公営住宅法や群馬県営住宅管理条例などの規定により、条件が定められています。</p> <p>入居承継申請には「必要書類提出」や「審査」があり、許可（承認）されるまでに相当の日数がかかるうえ、世帯状況や審査結果によっては承継を許可（承認）できない場合もあります。</p> <p>入居承継が許可（承認）されない場合は住宅を明け渡していただくこととなりますので、ご承知おきください。</p> <p>事前に現在の世帯状況や入居承継を希望される方の状況を確認したいので、住宅供給公社（管理部管理課）へ電話にてお問い合わせください。</p> <p>【主な必要書類】</p> <p>①入居者地位承継承認申請書（住宅供給公社から郵送します）</p> <p>②戸籍簿本（離婚や死亡、お子様の親権などが確認できるもの） ※新・旧名義人との続柄などが確認できるものが必要です。</p> <p>③住民票（旧名義人の転出先や死亡確認分と住宅に残られる方全員分） ※続柄などが省略されていないものが必要です。</p> <p>④所得に関する証明書（新名義人分と平成18年4月1日以前に生まれた同居者全員分） ※所得課税証明書または非課税証明書など。</p> <p>⑤住民税納税証明書（新名義人分） ※完納証明書または非課税証明書など。</p> <p>⑥その他（必要に応じた書類） ※状況によっては、上記①～⑤の他に、別途、書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。</p>
C	<p>「住宅供給公社に郵便物が届いていない」場合や、「提出したつもりであったが提出していなかった（勘違い）」、「提出したが無備書類が提出されていないなどの理由で保留状態」などの場合もありますので、住宅供給公社（管理部管理課）までご連絡ください。</p>	
手続きにおける注意事項	<p>転出・死亡</p> <p>注1 収入のある同居者の方の転出や死亡について未手続きですと、居住の実態と異なり入居されている住宅の家賃算定において不利になってしまう場合がありますので早急に手続きをしてください。</p> <p>注2 手続きによって、家賃額に変更が生じる場合には、後日、改めて通知します。</p>	<p>入居承継承認</p> <p>注1 入居承継承認申請における審査は、結果判定までに相当の日数がかかりますので、ご了承ください。</p> <p>注2 原則として、現在、家賃に未納がある方は、入居承継を許可（承認）できません。</p> <p>注3 名義人と新たな名義の承継を希望される方の関係（続柄）や承継後の世帯収入状況、新たに名義の承継を希望する方が諸手続きを履行されない場合などは、入居承継を許可（承認）できない場合があります。</p> <p>注4 承継は、事前審査合格後、群馬県と再契約（新敷金納入や緊急連絡先の選定など）していただくこととなります。当初入居時と同様の手続きとなるため、住宅供給公社窓口への来社が必要です。</p> <p>注5 申請の結果については、許可（承認）または不許可（不承認）のいずれかを通知します。</p> <p>注6 いかなる場合（事由）であっても、提出された書類は一切、お返しすることができませんので、ご了承ください。</p>

収入に関する申告書 (記入例)

371-0857
前橋市大手町
1-1-1
〇〇県営住宅 1977-A棟 第101号
群馬 太郎 様

20001 1977-A 0101 001

提出日を記入してください。

令和4年 6月 15日

名義さんの氏名を記入してください。

〇〇県営住宅 77-A 棟 101号

氏名 群馬 太郎

自宅固定電話・携帯電話をお持ちの場合はそれぞれ記入してください。電話番号に変更がある場合は、訂正してください。

自宅電話番号 027-223-〇〇〇〇

携帯電話番号 090-222-XXXX

080-222-XXXX

群馬県知事様

この欄に、給与収入・年金収入額、事業所得額等を記入してください。

(特別)障害者控除、ひとり親控除を受ける場合は、該当の控除に〇をつけてください。

群馬県県営住宅管理条例第19条の規定により、私及び同居者の収入について証明書を添付して

No.	同居別被	フリガナ		続柄コード	勤務先又は事務所の名称 勤務先又は事務所の電話番号	年間総収入額	特別控除	異動事由 控除区分	特定支出控除 管理番号	書類不備	年間所得	
		氏名	生年月日								種類	金額
01	同居・別被	グンマ タロウ	S25.1.1	01	〇〇警備	給与 1,234,500 年金 1,520,000	(特別)障害者控除			1		
		群馬 太郎			027-223-XXXX		ひとり親控除					
02	同居・別被	グンマ サクラ	S30.10.28	11	〇〇食品(株) 株〇〇電子	パート 987,000	(特別)障害者控除			1		
		群馬 桜			027-310-XXXX		ひとり親控除					
03	同居・別被	グンマ イチロウ	S55.10.1	21	〇〇自動車工場	事業所得 1,860,000	(特別)障害者控除			1		
		群馬 一郎			027-222-XXXX		ひとり親控除					
04	同居・別被	グンマ ユリ	S55.5.8	41	主婦	0	(特別)障害者控除			1		
		群馬 百合					寡婦控除					
05	同居・別被	グンマ ジロウ	S58.1.10	21	〇〇不動産		寡婦控除			1		
		群馬 二郎					ひとり親控除					
06	同居・別被	グンマ ナオコ	R4.2.15	孫			(特別)障害者控除			1		
		群馬 菜穂子					ひとり親控除					
07	同居・別被						(特別)障害者控除			1		
							ひとり親控除					
08	同居・別被						寡婦控除			1		
							ひとり親控除					

記
事
太郎、身障2級。(身体障害者手帳のコピーを添付)
妻の桜は、令和4年2月1日転職
子の二郎は、令和4年3月に転出、別途、異動手續書類を郵送します。
孫の菜穂子は、令和4年2月15日出生、別途、異動手續書類を郵送します。

この太線より右側は、住宅供給公社が使用しますので、絶対に記入または訂正をされないように、ご注意ください。

- 注 1 記入上の注意事項に従って記入してください。
2 太線の中を記入してください。
3 控除を受ける場合は、「特別控除」欄の該当の控除に〇をつけてください。
4 前年分所得課税証明書及び控除対象であることを証する書類(控除を受ける場合に限る。)を裏面に貼って(のり付け)ください。
5 個人番号提供書(別記様式第31号の2)を提出した場合は、上記4の書類の添付を省略できます。

家賃の算定方法について

1. 家賃の種類

①本来入居者の家賃

収入月額15万8千円以下の世帯（高齢者、障害者、子育て世帯は21万4千円）

②収入超過者（入居年数3年以上）の家賃

収入月額15万8千円を超える世帯（高齢者、障害者、子育て世帯は21万4千円）

③高額所得者（入居年数5年以上）の家賃

収入月額31万3千円を2年連続して超える世帯

収入月額	(世帯の所得額 - 扶養親族控除額 - 特別控除額) ÷ 12か月
特別控除額	老人扶養、特定扶養、障害者、ひとり親、寡婦の各控除などです。
ご注意：収入に関する申告書類が未提出の方は、法令で定める最高額の家賃（近傍同種家賃）となるだけでなく、住宅の明渡しの対象ともなりますので、必ず申告してください。	

2. 家賃算定の方法

①本来入居者の家賃……下記式により算出します

$$\text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

(1) 家賃算定基礎額

収入分位	収入月額		家賃算定基礎額
	下限値	上限値	
収入分位1 (0~10%)	0円	104,000円	34,400円
収入分位2 (10~15%)	104,001円	123,000円	39,700円
収入分位3 (15~20%)	123,001円	139,000円	45,400円
収入分位4 (20~25%)	139,001円	158,000円	51,200円
収入分位5 (25~32.5%)	158,001円	186,000円	58,500円
収入分位6 (32.5~40%)	186,001円	214,000円	67,500円
収入分位7 (40~50%)	214,001円	259,000円	79,000円
収入分位8 (50%~)	259,001円		91,100円

(2) 市町村立地係数

各市町村の公示価格等を考慮して、各市町村ごとに定められた数値です。

(3) 規模係数

当該公営住宅の床面積を65㎡で除して算出します。

(4) 経過年数係数

民間賃貸住宅の家賃の変動等を考慮して、定められた式により算出します。

(5) 利便性係数

利便性係数の設定は、その住宅の広域的利便条件（立地的利便性）、市町村合併条件（市町村合併に伴う家賃の激変緩和措置）及び設備条件（団地居住性能利便性）の3つの要素を考慮して算出します。

②収入超過者の家賃……下記式により算出します。

$$\text{本来家賃} + \{ (\text{近傍同種の住宅家賃} - \text{本来家賃}) \times \text{収入に応じて設定される率} \}$$

収入超過者になると、収入分位と収入超過者となってからの期間に応じて、収入に応じて設定される率が定まり、遅くとも5年目の家賃から法令で定める最高額の家賃（近傍同種家賃）となります。

収入分位	収入月額		超過者となってからの期間	収入に応じて設定される率
	下限値	上限値		
収入分位5 (25～32.5%)	158,001円	186,000円	1年目	1/5
			2年目	2/5
			3年目	3/5
			4年目	4/5
			5年目以降	1
収入分位6 (32.5～40%)	186,001円	214,000円	1年目	1/4
			2年目	2/4
			3年目	3/4
			4年目以降	1
収入分位7 (40～50%)	214,001円	259,000円	1年目	1/2
			2年目以降	1
収入分位8 (50%～)	259,001円		1年目以降	1

③高額所得者の家賃……下記式により算出される近傍同種の住宅の家賃となります。

$$\text{近傍同種の住宅の家賃} = \text{基礎価格（建物及び土地）} \times \text{利回り} + \text{償却額} + \text{修繕費} + \text{管理事務費} + \text{損害保険料} + \text{公課} + \text{空家等引当金}$$

令和5年4月からの家賃は、今年の12月末頃に通知します。